

裾野市学校給食用物資納入業者登録基準

裾野市教育委員会

裾野市立学校給食センター及び小学校が調達する給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定める。

1. 学校給食用物資を納入しようとする業者は、裾野市教育委員会の登録を受けなければならない。ただし、常時的な発注が担保されているものではないことは了承しておくこと。
2. 登録の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
3. 登録を受けようとする業者は、教育委員会の指定する期間に登録の申請（様式第1号）をしなければならない。併せて、誓約書（様式第3号）も提出すること。
4. 教育委員会は、登録の申請があった場合は第5項に定める基準により適正に審査しなければならない。審査に当たって必要があれば、施設・設備の調査等を実施することができる。

5. 登録基準

(1) 立地条件

裾野市内または静岡県内に、事業所または製造加工の設備があること。ただし教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 経営規模

- イ. 経営状況が良好で学校給食センター及び小学校の要求に答えられること。
- ロ. 学校給食実施に必要な所要量を充たし得る仕入れ、製造加工能力があること。
- ハ. 指定した日時に納入できる輸送能力があり、学校給食センター及び市内全域の小学校に配送が可能であること。

(3) 衛生状況

- イ. 営業許可業種または営業届出制度に該当する業種については、保健所の食品衛生監視指導を実施し、衛生管理に努めていること。
- ロ. 該当する業種のHACCPに沿った衛生管理を実施していること。
- ハ. 製造加工業者の場合は、材料倉庫・製造置場・冷蔵施設その他衛生上必要な設備が完備していること。

(4) 信用状況

- イ. 営業実績があり経営状況が良好であること。
- ロ. 学校給食に理解があり協力的であること。
- ハ. 食品に関する法律・諸規則が遵守されていること。
- ニ. 納税義務が履行されていること。
- ホ. 裾野市内または静岡県内で引き続いて3年以上その営業に従事していること。
- ヘ. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員、又はその支店、若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。）が静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しな

い者、又は暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者に該当しない者であること。

6. 教育委員会は、登録の決定をした場合は、申請者に対し決定通知書（様式第 2 号）を出さなければならない。
7. 決定通知を受けた業者が廃業等により登録基準を満たさなくなったとき、または登録を辞退するときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。
8. 教育委員会は、登録した業者に対し、必要な指示・検査を行うことができるものとする。また、上記事項及び誓約に違反がある時は、改善命令、発注の停止、あるいは登録の取り消しを行うことができる。
9. 教育委員会は、前項により取り消しがあり物資納入が滞る場合、または新たに必要な物資を購入することが生じた時は、登録期間に関わらず中途においても登録をすることができる。この場合の登録期間は、第 2 項に規定する期間の残りの期間とする。
10. その他の留意点は、学校給食用物資の納入における留意点に示す。